

重点措置区域外の地域で 飲食店等を運営する方

3 支給額

事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数

を支給します。

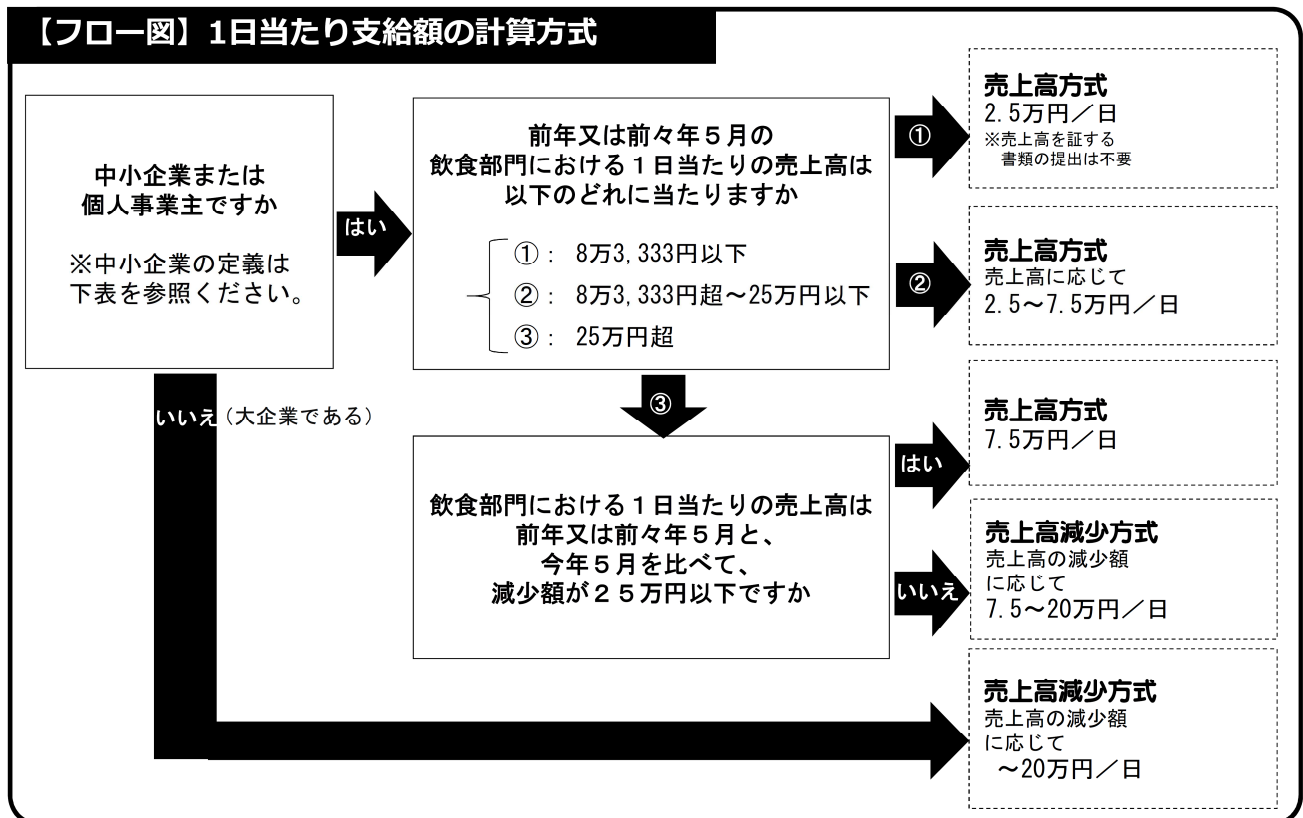
そのため、**1日当たり支給額** を算定した後、**要請に協力した日数** を確認してください。

1日当たり支給額の算定

「1日当たり支給額」の算定に当たっては、中小企業・個人事業主と、大企業とで適用する計算方式が異なります。

以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式をご確認ください。

【フロー図】1日当たり支給額の計算方式



【参考】中小企業者の定義(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種(①~③を除く)	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業(売上が大きい方)の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

要請に協力した日数の確認

- 5月12日～5月31日の期間について、全期間御協力いただいた場合、20日分を支給します。
- ただし、5月12日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、5月15日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。